明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房六）　二
〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務九）　二
〔省　令〕
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務一一）　九
○労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令（厚生労働八五）　一〇
〔規　則〕
○公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則の一部を改正する規則（公正取引委五）　一二
〔告　示〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する件（内閣府・総務二）　一三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務二一四）　一四
○国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示（文部科学一一二）　一四
○送出労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（厚生労働二〇三）　一六
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたタイ王国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（経済産業一六〇）　一三
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたタイ王国の記章を指定した件（同一六一）　一三
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合鉄道機関の標章を指定した件（同一六二）　一三
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたスイス連邦の標章を指定した件（同一六三）　一三
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアルゼンチン共和国の記章を指定した件（同一六四）　一三
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州刑事警察機構の標章を指定した件（同一六五）　一三
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一八〇
会社その他
会社決算公告　二八